(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
所　岡山県美作市**楢**原上字水木一五八三、字口大平一六七六の一、一六七六の一六八、一六七六の一七、字本谷一六八二の二、備前市吉永町多麻字鴻野蔭一三六〇の一から一三六〇の三まで、字大平一三七四の一、一三七四の二、和気郡和気町吉田字惣山二三九一の二、二三九一の一〇から二三九一の二三まで、二三九一の二五から二三九一の二八まで、二三九一の三四、二三九一の三五、二三九一の三七から二三九一の四四まで、真庭市田原山上字大滝三六四四、三六五八、字青滝三六四七
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鴻野蔭一三六〇の二、字大平一三七四の二
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市大篠字南峪三二七三、字鐘突三二七四の二、字西ケ瀧三二八二の二、字内ケ瀧三二九二の二、字ダケガ谷三二八三の二、字洞ノ頭三二八七の二、三二八七の三、字大平三二八八の一から三二八八の四まで、字大**杖**三二八九、字池ノ**久**保三二九〇、字牛ケ首三二九一の二、字登リ尾三二九三、字奥菅谷三二九四、字クルミ埒三六四八、字小高下三六五六、字柳谷三六六一、字弥平治三六六八の二、字荒堀三六七三の一、三六七三の二、字隠谷三六八〇の三、字下リ芽三六九八の三、字西ケ坊三七〇三の一、三七〇三の二、字市小谷三七一九の一、三七一九の三、三七一九の五、三七一九の八、字穴谷三七二〇の一、三七二〇の三から三七二〇の五まで、字天宮寺三七二一の一、三七二一の四、三七二一の八、三七二一の九、字中ノ埒三七二三の一、字雨乞岩三七二四の一、三七二四の二、字スベリ谷三七二五の二、三七二五の三、字西ケ仙三七二六の三、真庭市田羽根字入道仙七四九の六五から七四九の六九まで、七四九の七一から七四九の七三まで、七四九の八八から七四九の九八まで、七四九の一六六、字ナルメカシラ一二の四、一二の五、一二の一三、一二の四一、一二の三〇から一二の三九まで、一二の四一、一二の四二、一二の四七から一二の五〇まで、一二の五九から一二の六三まで、一二の九八、一二の九九、一二の一〇五から一二の一〇八まで、一二の一〇、一二の一一五から一二の一二〇まで、藤森字山田二本木四二二の二、四二二の一一、四二二の一二、四二二の一五から四二二の一八まで、四二二の二一から四二二の二九まで、四二二の三二から四二二の三五まで、字上間谷坂二七六の一〇、字山ノ神三七七の一、字長谷朴ノ木三八六の一、字イワマク谷四〇三の四、字ナシノキ谷四一七の二、四一八の一、四一八の四、豊栄字ホヲソサカ八二の四、八二の六から八二の一〇まで、八二の一二から八二の一七まで、八二の二四から八二の二九まで、美作市山外野字両方頭一〇〇一、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇の一、一〇一〇の二、字下関前一〇〇三、一〇〇七の一から一〇〇七の三まで、一〇〇七の八、一〇〇七の九、字関前一〇〇四の一、一〇〇五の二、上山字大谷三〇二二の六、三〇二二の六七から三〇二二の八三から三〇二二の八六まで、字菖蒲谷三二一二の三、三二一二の四、三二一二の一二、三二一二の一三、字フチヲタワ三二一三、字空ノ上三二一四の二、下山字岩立五の二、字大平八四の二、字井ノ内一九九の二、字スモ坂二四五の二
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市下高倉東字飯山八六六の一、八六六の一七、一〇三七の一、一〇三七の三、一〇三七の四
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県高梁市宇治町宇治字炭山谷二六七〇の二、二六七〇の一〇、二六七〇の一一、字タケビ山九三三の一、九三三の二、真庭市草加部字小猿谷小屋辺リ一九七五、一九七六の一、一九七六の二、一九八〇の二、字湿谷一七八二、一七八二の一、字天釜畑一七八三、字二又陵リ一九四二、字鍛治林向一九四三の二、字竜頭一九四九の一、一九四九の二、字熊ノ穴一九五〇、字ワルスリ一九五二の一、一九五二の二、字暖ケ峪一九五五、字切畝一九五八の一から一九五八の三まで、一九五九の一から一九五九の三まで、一九六〇、一九六一、一九六六の一から一九六六の三まで、字富屋田ノ上一九六二、一九七〇、岡山市北区建部町吉田字保木一五六四の第一、字矢淵一六四四の第一、一六四四の一、一六四四の三、一六四四の六、北区御津川高字大曽根谷六一六の一、六一六の二、六一六の四、六一六の八から六一六の一一まで、六一六の二五から六一六の二五まで
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県高梁市中井町西方字持谷九〇六七の一、津川町八川字木野山二五八九の二、**久**米郡美咲町羽仁字川平一〇四八の三、字ナブ谷一〇七四の一から一〇七四の四まで、一〇九八の一、一〇九八の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字持谷九〇六七の一（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）